

来月から 国民年金保険料が変わります

4月から、国民年金の保険料が月額13,300円（付加保険料を納めている方は13,700円）に引き上げられます。

国民年金制度は、老後の備えを助けると共に病気やケガなど、万が一の時には安定した生活が送れるようにすることを目的とした社会保障制度の一つです。

年金の財源は、加入者のみなさんが納める保険料と国の負担金でまかなわれており、働く若い世代が今のお年寄りの年金を支えていく助け合いの仕組み

になっています。

現在の保険料は、年金額からみてかなり低めの額になっていますが、これは保険料と年金額のバランスや生活水準などを考慮して、急激な負担にならないよう段階的に引き上げられているためです。しかし、納める側としては毎年保険料が上がり、また納付期間も長いため大変かと思えますが、将来の自分自身のためでもありますので、この制度の趣旨を十分ご理解いただき、きめなく納付くださるようお願いいたします。

保険料は便利な口座振替で

個人で国民年金の保険料を納めている方は、町が発行する納付書で毎月金融機関（郵便局は除く）へ行って納めるようになっております。

手続きは、町から送られた納付書、預金通帳、通帳印をお持ちになり、役場住民課年金係か預金口座のある金融機関へお申し込みください。

気をつけているようでもうっかり納め忘れしたりして、これがたび重なるとうり、滞納に結びついてしまう事もあります。そして、いざ年金が必要となったときに受給ができないということにもなりかねません。

そんなことにならないように口座振替にはいかげすうか。毎月納めにいく手間がはぶけて納め忘れもなくなり安心

ご利用できる金融機関

千葉銀行
千葉興業銀行
京葉銀行
旭信用金庫
千葉県商工信用組合
山武郡市農業協同組合

保険料を納めるのが困難な方は 保険料の免除の手続きを

来月から保険料が引き上げられますが、次のような理由で保険料の納付が困難な方は、免除制度をご利用ください。未納のままにしておきますと将来年金を受けることができなくなるにもなりかねませんのでご注意ください。

1. 所得の少ない方や病気やケガなどで経済的に納付が困難な方
2. 保険料の納付が困難な特別の理由がある方
3. 学生で親元の収入が一定基準以下の方

手続きは

印鑑、学生証などを持参し、5月末日までに役場住民課年金係で手続きをしてください。

免除が認められますと

1. 年金を受けるのに必要な期間に算入されます。
2. 免除期間の年金額は3分の1となります。
3. 10年前にさかのぼって納めることができます。（通常は2年）〔生活に余裕ができたなら追納しましょう〕

保険料は割引のある 有利な前納を



国民年金には、保険料が割引になる前納制度があります。（左表参照）前納しますと毎月納める手間もはぶけ、納め忘れる心配もなく安心です。なお、平成10年度分から口座振替で前納したい場合は3月末日までに手続きをしてください。

区分	払込み期限	定額保険料	割引額	付加込み保険料	割引額
1ヵ月	毎月末	13,300円	-	13,700円	-
6ヵ月前納	10年4月～10年9月	78,920円	880円	81,290円	910円
	10年10月～11年3月				
1年前納	10年4月～11年3月	155,750円	3,850円	160,430円	3,970円

※付加保険料はより高い年金を受けたい方が希望により1ヵ月400円の保険料を納めるものです。